

令和4年11月14日

## 指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、株式会社大垣重興が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当）

株式会社大垣重興及び同社使用人は、令和3年6月18日に遠別町内で施工した一般工事において、マンホールの設置等を行うに当たり、つり上げ荷重2.9トンの移動式クレーンを用いて敷鉄板の移動を行った際、合図者に合図を行わずに作業を行わせ、作業員1名が死亡する事故を発生させたことから、令和4年9月1日に機械等による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったものとして、天塩簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止措置を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社大垣重興	天塩郡遠別町字北浜170番地

2. 指名停止措置期間：令和4年11月14日～令和4年11月27日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 小高 洋輔（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

